

平成23年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会会議要旨

- 1 日 時 平成23年8月3日(水) 15時から
- 2 場 所 4階モニター室
- 3 出席委員 和田 要、清田 武俊、清村 正弥、土屋 政伸、村枝 すみえ、
玉春 なおみ、村井 正、富岡 大高、林 千佳子、白土 賢司、
木下 光義(敬称略)
- 4 議 題 (1) 地域包括支援センターの公募について
- 5 議事録(要旨)

○和田会長

今回の議事は、「(1) 地域包括支援センターの公募について」1件のみとなっている。事務局から説明をお願いする。

○事務局

「地域包括支援センターの公募について」資料説明

○和田会長

それでは、各委員からご意見等をお願いしたい。

○清田委員

前回の公募の時も運営協議会の委員で関わっていたので、前回の公募の経過も含めて話をさせていただく。前回は介護保険法の改正があって、どういうことをしていくのか分からない中、とにかく地域包括支援センターを作らないといけなかった。直営なのか、委託なのか、予算措置も含めて、ちゃんとやれるのかさえ、分からない中で、公募を行った。とりあえず、やらないといけなかったので、できる法人がやらないといけなかった。お金もないので、今で言うと目立たない場所でやらないといけなかったといった事情もあった。

しかし、6年間の経過の中で、今回の公募は、前回の公募の時と違って、制度的にも分かってきて、地域包括支援センターが地域包括ケアの中核になるということで、しっかりとやるメリットを感じて応募してくる法人が多いのではないかと思います。そういう意味で、きっちりとした公募要項を作る必要がある。

前回は、予算がなく、管理費・運営費ももらえない中、市もよくやれというなという感じだった。今後、高い水準を地域包括支援センターに求める場合、行政としてどの程度の予算規模で公募を行うのかということも、大事になってくる。前回と今回では背景が違う点を認識しておくことが必要。

○清村委員

資料をみると、前回の公募とその他の着眼点という項目が記載されており、新たな視点が示されていると思うが、本来、地域包括支援センターは行政がやるべきである中、今回は民間委託が前提となっていると思うが、民間はコストというのが大きな問題となってくる。また、選定については地域を優先、能力を優先という記載があるが、能力別となると、施設等を有した大きな法人が有利になるのではないかと。

そういった点で行政としてどれくらいのコストを出すつもりがあるのか、必要経費がどれくらいあるのか、積み上げを示してもらわないと、判断できない部分があるのではないか。

また、利便性が高い場所とあるが、何をもって利便性が高いというのか、具体的にどのようなことを考えているのか示してもらわないと、考えが出てこないのではないかなというのが感想。

また、独立というのは、場所の問題なのか、経営が離れていけばいいのか、運営が離れていけばいいのか、こうした点など具体的に話をしないといけないと思う。

○荻田高齢介護福祉課長

清田委員ご指摘の今回の公募は、前回から状況が変わっているという点は、そのとおりと考えている。清村委員から指摘をいただいたが、前回の公募項目とその他の着眼点を出したのは、そのような観点で議論をいただきたいということである。

とにかく数を集めないといけないという前回の状況から、今回は、新たにある程度の質を要求していくというところに主眼を置いて、どのような項目を盛り込んでいくかという点を議論いただくということだと考えており、それが、今回の会議の趣旨である。

清村委員から、より具体的に記載したほうがよいという点は迷ったが、今回はニュートラルに資料を作成し、より広範に意見をいただくということで、あまりこちらから具体的な書き込みをしなかったところ。今回の議論を踏まえて、今後はより具体的な案を示していきたいと考えている。

ご指摘のコストの面については、論点だけになっているが、業務を委託するなら当然それにかかるコストは見合いであると考えているところ。現時点で予算の話をするのが難しいということもある一方で、今回は初回ということもあり、予算と切り離れた「べき」論をしてもらい、それが予算の制約を越えていくというアプローチにつながると考えている。次回は、コストも含めたところで議論をしたいと考えている。

○村枝委員

運営について、地域運営協議会の設置とあるが、資料1の地域包括支援センターのあり方の11Pに地域包括支援センターの機能強化と書いてあって、相談機能を果たす必要、地域包括ケアの拠点というのがあるが、公募にあたっては、こういう項目については、きちんと配点に入れてもらいたい。

○荻田高齢介護福祉課長

資料2の6Pに、前回の運営協議会の資料があるが、そのときに着眼点として、地域包括ケアの観点から評価ということを記載している。この点は配慮していきたいと考えている。

○村枝委員

現在の地域包括支援センターは、すでに地域運営協議会を開催するなど地域とのつながりを持った活動を実施しているという実績がある。実績のある法人が継続して手をあげると思うが、これまでの実績・評価をどの程度反映していくのか。

○清田委員

前回、在宅介護支援センターをベースに地域包括支援センターを作ろうとしたが、残念ながら、これまで長年培った在介の仕組みをうまくつなげなかった。現在、校区ごとに地域ケア計画もつくっているが、違う圏域になったときにどれくらい引き継げるのか。場合によっては、うまくつなげないこともあるのではないかと考える。せっかく地域包括支援センターが地域でのつながりを築いてきたものが、引き継げないともったいない。血の通った引継ぎをしていかないといけないと思う。

○富岡委員

職員はこれまで地域包括支援センターで業務に携わってきており、その能力を生かさないともったいないと思う。今後、もし、法人として選考から漏れた場合、そこに所属する職員はできれば別の法人で、引き続き業務ができるようにできないか。

○玉春委員

地域包括ケアが求められる点は重要な視点だと思う。今後発展させていくため、地域包括ケアを構築するために、どことどこが連携していくべきなのかといった議論も必要ではないか。財政面にも限りがあるので、審査基準における優先順位のつけ方もポイントではないか。

○白土委員

ここまで6年がたち、いろんな問題が出てきていると思う。行政がやりなさい、やりなさいという感じで、もっとケアマネージャー、ヘルパーの問題など行政の関与を増やしていくことが必要なのではないかと。

○和田会長

ヘルパー自体が地域包括支援センターにいるわけではないが、連携の在り方、事業所の取り組み等も含めてたくさん問題があるのではないかと。

○荻田高齢介護福祉課長

その点については、地域包括支援センターに何ををお願いするのか、行政が介護に関して何をして、そのうち何を地域包括支援センターに委託すべきなのかといった点を明確にすることだと思う。そのためには、地域のケアマネさんが困難事例などを持ってきたときは、地域包括支援センターでフォローをやっていただきたいと思いますし、それが地域包括ケアにつながることを思う。

そう考えると、優先順位というものもつけていかなくてはならない。何をやってもらうかというためには、それができる体制を整備すること、体制を整備するためには財源がいくら必要なのか、という議論になると思うので、何をすべきかといった点を明らかにすることが重要であると考えている。

○村井委員

地域包括支援センターについては、いい施設にやっていただければ利用者としては、ありがたい。1回目の公募のときはどのくらいの募集があったのか？
今回、募集期間は短いのではないか。

○荻田高齢介護福祉課長

前回、平成17年度の公募のときは、26箇所の圏域に50法人ほどの募集があった。公募の大きな方針については、早めに示していきたいと考えている。

○土屋委員

ケアマネジャーの視点からいうと、地域包括で勤めている人たちは大変疲れている。その大変さは何かと考えると、個々の高齢者について、経済的なこと、例えば税金を払っていない、貯金がないとか生活全体に関するマネジメントも求められるが、行政は縦割りであるため、たくさんの部署に問い合わせをしないといけない。こういった手間も忙しい一因だと思う。

それと、地域包括支援センター専門職がネットワークを構築することが必要となる。地域でのネットワーク構築をしっかりとできる事業所については、点数を上げることが必要ではないか。

○和田会長

資料2のp7は前回の募集要項の評価項目なので、参考に見ていただいて、この点についても配分が適当か、議論をいただきたい。

○荻田高齢介護福祉課長

配点については、着眼点がそれでいいのか、ご意見をいただけたらと思う。

多岐にわたる相談があって、地域包括支援センター職員のご苦勞につながっていると思うが、地域包括支援センターが実際の住民との窓口になっているわけで、住民から見ると地域包括支援センターに行けば、ワンストップでサービスを受けられることは、一つの大きい成果だと思う。

行政の縦割りというのは、構造的なものではあるが、次年度から区役所ができ、距離は近くなると思うので、よりよいアウトプットになるといいと思う。

○木下委員

新しい地域包括支援センターは11月に選定となっているが、新しく選考されたところについては、人員の確保、施設の整備等も含めて4ヶ月間しかない。継続性

の観点からみると、引継ぎ期間も含めて、延長することは考えていないのか。どうしても3月31日までに移行してしまおうということか。

○荻田高齢介護福祉課長

4月1日からは新体制に移行することを考えている。事業者の負担もあると思うが、願う点は過不足ないようにしたいと考えている。

○林委員

選考する上で、能力を優先するか地域を優先するかと書いてあるが、利用するほうとしては、地域を優先してもらいたい。

○荻田高齢介護福祉課長

圏域によっては、法人母体がないところが設置する場合があるかもしれないが、事務所自体はその圏域内には置いてもらう。

○清田委員

城南町と植木町の取り扱いはどのようにするのか。

○荻田高齢介護福祉課長

合併協議の関係で、今回は、公募からははずしている。

○清田委員

日常生活圏域の見直しについては、政令市の区割りとの関係があると思うが、地域密着型サービスの関係をどのように考えるのか。

○荻田高齢介護福祉課長

はつらつプラン策定の中で考えていくが、実際は小学校区にフォーカスをあて運用していた。今回の圏域では小学校区は分けていないので、選定過程においてはあまり矛盾しないが、これまでの説明ぶりとは変わる点もあるので、整理が必要と考えている。

○清村委員

職員からみると、仕事量が増えるのではないかと考えられるが、人的体制が保証されていない中、それが確保できるのか。こうすればできるというベースラインがあるのか。それがないなら、今回、理想論だけが書いてあって、実際は難しい話ですよになってしまう。隠し玉はないのか。

また、各包括支援センターの看板、建物は行政で用意するが、運営は法人でやるというのがあれば、能力順での選考も可能だと思う。ハード整備は行政というのがあれば、分かりやすい議論になると思う。

○荻田高齢介護福祉課長

2点目について、能力順か、地域順かというのは、完全にニュートラルに出したのが大前提ではあるが、看板などは大きな論点と考えている。予算の確保ができれば、看板設置等も支援していきたいと考えているところ。能力順でやる場合の一つのデメリットとしてご指摘いただいたものと認識したい。

1点目について、介護保険のサービスについては、保険料を設定して、介護報酬につなげていくものであり、地域支援事業として地域包括支援センターの委託料もその中に出している。結局、どれだけのサービスにどれだけの予算をつぎ込むかということになる。

地域包括支援センターの仕事というのは、人を雇っていただいて、その範囲内でやっていただくものである。当然、運用面で工夫することはあると思うし、行政がどれだけ工夫することによって、うまく働いていただけるかというのは本論としてある。その中でこれを書いた趣旨というのは、2点ある。一つは優先順位の一つのたたきというものがある。ここに書いた項目については、優先順位が高いだろうと考えている。メリハリをつける観点。一方で予防というものをどう捉えるかというのものもある。国のほうでは再委託を勧めるべきというのものもあるし、相談が予防より重要なら再委託を進めるということはある。

最終的に、福祉部局として今後予算獲得をしていくためのスタートラインというか、どういう方向性でいくかを考えるためのスタートラインと考えている。

○清村委員

24時間の見守りというのは、週40時間の縛りがある中でどうなのか。人員を増やせればできるかもしれないし、大きい法人なら病院の職員が包括の仕事をすることもあるのかもしれない、24時間というのはとても厳しい状況になるのではないか。モデル的な人員配置などは、行政から人を配置するとか配慮したほうがいいと思う。

○和田会長

委託料を算定する際には、モデルとなる取り組みも必要であると思うが、そのあたりはどうか。

○荻田高齢介護福祉課長

要件としてやるからには、それを確保するための委託料の担保がないとできないと思うし、その委託料が確保できないなら、逆に要件が成り立たないことになると思う。その意味ではご指摘のとおりだと思う。

○玉春委員

行政のバックアップがあれば、できる点は広がると思う。また、ケアプランについては、1人何件という目安は必要ではないかと考えている。

○和田会長

人口割りで人を配置するということと、ケアプラン件数での人の配置ということもあると思うが、新たな法改正も見据えて、検討すべき項目として整理するということがよいのか。

○土屋委員

地域包括ケアを国としても進めているが、各々の市町村で行われる概念としてあると思うが、熊本市がやろうとしている地域包括ケアとはどのようなものか、市民にも事業者にも見えていないような気がする。行政としてのバックアップ体制について、地域包括支援センターに丸投げして終わりではなく、行政が地域包括支援センターの相談を受けるような体制が必要。そうでないと、言葉だけで空回りするような印象がある。しっかりと行政としての方針を示すことが必要。

○荻田高齢介護福祉課長

地域包括支援センターに対する行政の関わりは重要という点と、地域包括ケアをきちんと詰めることは重要であるという点は認識しているところ。

国の議論のときから、地域包括ケアを説明できる人は、いないのではないかと問われていた。国も現場も苦慮していると思う。

申し訳ない点としては、地域包括ケアについては、はつらつプランにおいても、専門委員会で議論しているところであるが、地域包括支援センターの公募を先に議論を行い、その後、地域包括ケアのことを議論することになっており、次の段階から具体的な議論をすることとしている。

資料1の8pであるが、1人の高齢者に対して、様々な資源がある、様々な主体のサービスを提供していく、そのためには誰かがコントロールする必要がある、その点で地域包括支援センターが重要になる。

それは、誰がどのようなサービスを提供すると言う中で、地域包括支援センターが一番情報を知りえるということである。現在、地域ケア計画は、地域の資源を整備する計画である点、また、高齢者の見守り事業を今年度実施しているが、サービスを受ける側の状況が分かるということであり、地域包括支援センターに地域の資源が分かる、高齢者の実態が分かるということが今年度終わるときの状況である。

また、地域ケア計画は校区ごとに作成しているし、高齢者の見守り事業についても、小学校区ごとに管理ができるので、パッケージとして新しい地域包括支援センターに渡すことができる。地域包括ケアの素地はこれでできる。そのうえで、下半期の議論として、具体的に地域包括支援センターが何をすればいいのか、ということを含めれば、地域包括支援センターが中心となった地域包括ケアのあり方が見通せるのではないかと思います。

地域包括ケアについては、まだ、詰まりきっていないが、ご意見をいただきたいというのが現状。

○清田委員

地域包括ケアという考え方が全国的に広がる中、今後、公募を行う際、全国展開をしている大きな事業所が参入してきた場合、書類選考などをすると、実に見事な書類を出してくる可能性がある。地域とのつながりの重要性とか、そういった点について、何かしら公募の中にしっかりと謳う必要があると思う。

○荻田高齢介護福祉課長

資料2の1ページ目に掲載しているが、前回の公募でもそのような観点があったと思うが、本市における1年の介護保険サービス実績という縛りはあったので、このような対応は可能だと思う。

○村枝委員

スケジュールをみると、運営協議会は2回ということか。

○荻田高齢介護福祉課長

2回目を8月中に実施するというので、3回目、4回目と開催する予定。

○富岡委員

開設時間もあるが、緊急時の対応が地域包括支援センターでどこまで可能なのかと思う。

○和田会長

緊急性への対応の問題と、中立・公平性をどのようにバランスを保つのかということだと思う。

○清村委員

地域包括支援センターの名称そのものが、そもそも分からないという人が多い。若い先生でも、介護保険に関連する施設なのか、誰がやっているのか分からないという声もある。もう少し、分かりやすいほうがいいと思う。愛称というより、機能を表した名称にしたほうがいいと思う。例えば、「高齢者見守りセンター」とか、そういった名称が、分かりやすい場所に常に表示してあることになると思う。

○荻田高齢介護福祉課長

ご意見を踏まえて、次の運営協議会につなげていきたい。その他、ご意見等があれば事務局までお願いしたい。

○和田会長

以上をもって、運営協議会を終了する。